

県民の皆様へ

野鳥との接し方について

- ハクチョウなど野鳥への餌付けは、自粛をお願いします。
- 死亡した野鳥など野生生物には、素手で触らないでください。
- ハクチョウなど野鳥が死亡しているのを発見した場合は、お近くの農林水産事務所や市町村役場にご連絡ください。
- 野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付着することにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないようにしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。